〇 主文

一 本位的請求について

本件訴えをいずれも却下する。

二 予備的請求について

原判決を取り消し、本件訴えを却下する。

三 訴訟費用は第一、二審を通じて控訴人の負担とする。

〇 事実

第一申立

控訴代理人は、本位的請求として、「一控訴人が河川法第二四条に基づき昭和五〇年二月二七日付でした占用許可申請に対して、原判決添付図面イ、ロ、ハ、二、イの各点を読んだ土地部分(同図赤斜線部分、以下「本件土地部分」という。)についての被控訴人の占用不許可処分は存在しないことを確認する。二被控訴人が控訴人において昭和五〇年二月二七日付でした占用許可申請に対し占用許可処分をなすなき義務のあることを確認する。」との判決を、予備的請求として、「一原判決を取り消す。二被控訴人が控訴人の河川法第二四条に基づく占用許可申請に対し、昭和五〇年三月二七日付建関水第一九四号をもつてした処分のうち、本件土地部分につての不許可処分を取り消す。」との判決を求めるとともに、訴訟費用につき「第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

被控訴代理人は、本位的請求に対し、本案前の申立てとして訴却下の判決を、本案につき請求棄却の判決を、予備的請求に対し、本案前の申立てとして、「原判決を取り消す。訴えを却下する。」との判決を、本案につき控訴棄却の判決を求めた。第二 主張

一 本位的請求の請求原因

1 占用不許可処分不存在確認請求について

右請求についての控訴人の主張は、次のとおり訂正するほか、原判決事実摘示第二 請求の原因一、二と同一であるから、これを引用する。

原判決三丁表一〇行目の「部分については」以下同末行までを削除し、「本件土地部分については、占用の許可又は不許可処分のいずれをもしなかつたので、被控訴人の右土地に対する占用不許可処分は存在しない。よつて、右占用不許可処分の不存在確認を求める。」

2 占用許可処分作為義務確認請求について

控訴人は、昭和二九年五月四日本件土地部分を含む区域(原判決二丁裏末行及び近隣地(昭和四四年一月に返還された部分)につきゴルフコース建設のため占用許可を受け、以来一〇回余にわたつて占用期間が更新され、二〇年間余右区域をゴルフコース等として使用してきた。このような場合、占用者は占用の利益について法律の保護を受けるべき既得権ないし期待権を有するというべきであり、占用期間満了時には、占用許可権者は、特別の理由のない限り、占用許可処分をなすべき義務を負うのである。よつて、控訴人は被控訴人に対し、控訴人のした前記占用許可申請に対する占用許可処分をなすべき義務のあることの確認を求める。

二 本位的請求に対する被控訴人の本案前の主張

1 占用不許可処分不存在確認請求について

控訴人の右請求は、占用不許可処分を占用期間の更新拒絶ないし占用許可の撤回と解したうえ、右不許可処分の不存在の確認をえて、控訴人の本件土地部分についての占用権を確保しようとするものであるが、右目的を遂げるためには処分の不存在を前提として現在の法律関係に関する訴えを提起すれば足りるから、右訴えは行政事件訴訟法三六条の要件を欠く不適法な訴えとして却下されるべきである。

2 占用許可処分作為義務確認請求について

右請求はいわゆる義務づけ訴訟であり、そもそもかかる請求は司法審査の事後審査制から原則としで許されないのであるが、特に河川敷地である本件土地部分についての占用許否の処分は河川管理者の広汎な裁量に委ねられているのであるから、右のような義務づけ訴訟の許されないことは明白である。また、控訴人の本件占用許可申請に対しては、昭和五〇年三月二七日すでに不許可処分がなされており、控訴人は右不許可処分の取消しを求めることによつてその権利救済を図れば足りるから本請求は許されない。よつて、本請求について訴えは却下されるべきである。

三 本位的請求の請求原因事実に対する認否及び被控訴人の主張

1 占用不許可処分不存在確認請求について

請求原因事実中、本件土地部分について占用の許可又は不許可処分のいずれをもしなかつた点、右土地に対する占用不許可処分は存在しない点は否認し、その他の事

実は認める。被控訴人は、控訴人の本件占用許可申請に対し昭和五〇年三月二七日 付で占用不許可処分をしているのである。

占用許可処分作為義務確認請求について

控訴人が昭和二九年五月四日、本件土地部分を含むその主張の区域につきゴルフコ ース建設のため占用許可を受け、二〇年間余右区域をゴルフコース等として使用し てきたことは認めるが、その他の事実は争う。控訴人に対する右区域についての占 用許可は一〇回余にわたつているが、それは占用期間の更新ではなく、いずれも新 たな占用権の付与である。

四 予備的請求の請求原因 原判決事実摘示第二請求の原因の項に続けて次のとおり附加するほか右と同一であ るから、これを引用する。

被控訴人のした本件不許可処分は、左の諸観点に鑑み、裁量権を逸脱ないし 濫用するものである。

行政上の平等原則

河川敷地の占用許可については、昭和四〇年一一月一〇日付け河川審議会答申に基 づく同年一二月二三日付け建設事務次官通達「河川敷地占用許可準則」が具体的に その基準を設定しているが、その後においても、全国各地の河川敷地に新たなゴル フ場の開設が許され、その大半はメンバー制であり、また都市河川たとえば荒川に おいてもメンバー制のゴルフ場の存続が許されている。控訴人は、いち早くメンバ 一制をやめ、パブリツク制としたほか、入場料を安くし、老人や身体障害者に対する優遇措置をとり、一般公衆の用に供する運動場にふさわしいゴルフ場を営んでいる。右のように、一方においてメンバー制のゴルフ場の開設、存続のため河川敷地の占用許可をしながら、他方において公共性の高い控訴人のゴルフ場営業のための日用について不許可処分をすることは、行政上の平等原則に反する。

河川敷地をゴルフ場として使用することの合理性

河川敷地をゴルフ場として使用することは、治水、災害対策、景観、住民の情操、 国家及び地方財政上、もつとも合理的である。特に、近時、ゴルフ人口が増加して おり、ゴルフは都市生活者、老人、女性、身体障害者に格好なスポーツとなつてお り、ゴルフ場は一般公衆の用に供する運動場となつている。

行政上の信義則

控訴人は、昭和二九年占用許可を受け、前記区域附近においてゴルフ場を開設した のであるが、それは川崎市長からの誘致によるものであり、また、右ゴルフ場は-ハホール、メンバー制であつたところ、控訴人は第一次開放計画の方針にしたが い、昭和四四年一月以降九ホールに縮少し、低料金のパブリツク制と改め、土地の 一部を返還したのであるが、その際控訴人側の所管者建設省河川局長は右のように 改めれば長期間ゴルフ場としての占用を許すことを控訴人に約束した。右経緯に照 らすと、本件不許可処分は行政上の信義則に反する。

五 本件不許可処分は憲法第一四条に違反する。 多摩川と同様、首都圏ないし大都市圏にある河川の河川敷地については、前記「河 川敷地占用許可準則」が定められたが、その後においても、メンバー制ゴルフ場経営のための占用が許可されている。たとえば、多摩川と地理的、社会的条件の近似する荒川や江戸川においてはメンバー制のゴルフ場とするために占用が許可されて いる。しかるに、被控訴人は、多摩川については開放計画をたて、本件不許可処分 によつて、前述のように早くからメンバー制をパブリツク制に改め、低料金とし 老人や身体障害者を優遇する等して一般公衆の用に供する運動場にふさわしいもの となつている控訴人のゴルフ場のためには、占用を許さないものであり、右処分 は、前記準則の適用において、著しく不公平なものであつて、憲法第一四条に違反 する。」

予備的請求に対する被控訴人の本案前の主張と控訴人の反論

被控訴人の主張

控訴人の本件占用許可申請は、占用期間を昭和五〇年四月一日以降同五一年三月三 一日としているところ、右期間はすでに経過しており、仮に本件不許可処分が取り 消されても、被控訴人があらためて許可処分をする余地はない(なお、その後毎年 占用許可申請、不許可処分がされ、これについて控訴人から取消しを求める訴えが 提起されている。)よつて、本請求は訴えの利益を欠く不適法なものであるから、 訴えは却下されるべきである。

控訴人の反論

控訴人が本件占用許可申請にあたり、占用期間を昭和五〇年四月一日より同五一年

三月三一日までとしたことは認める。しかし、それは、申請書が受理されないことをおそれた控訴人が、被控訴人の指導のまま申請書に占用期間として右の期間を記載したにすぎないのであり、重要な意味はない。なお、既述のように、本件許可申請に対する被控訴人の許可は、占用期間の更新にすぎないのであり、右許可がなくても、控訴人の占用権が失われるものではないが、占用期間が経過すると、被控訴人から即時明渡しを求められるおそれがあるので、期間経過のたびに控訴人は占用許可申請をし、不許可処分に対しては取消しを求めて訴えを提起しているのである。

六 予備的請求の請求原因事実に対する認否と被控訴人の主張

第三 証拠(省略)

〇 理由

第一、本位的請求について

二 占用許可処分作為義務確認請求について 右請求は、本件許可申請に対し、被控訴人は本件土地部分について占用許可をなす べき義務のあることの確認を求めるものであるが、かようないわゆる義務づけ訴訟

石請水は、本件計可申請に対し、被控訴人は本件工地部分について占用計可をなすべき義務のあることの確認を求めるものであるが、かようないわゆる義務づけ訴訟は原則として許されないと解されるところ、前述の当事者間に争いのない、控訴人が昭和五〇年二月二七日本件土地部分を含む前記区域につき河川法第二四条に基づく占用許可申請をし、被控訴人が同年三月二七日付建関水第一九四号をもつて本件土地部分を除く部分について占用許可処分をした事実、成立に争いない甲第一号証、弁論の全趣旨によると、被控訴人はその際右建関水第一九四号により同時に本件土地部分について不許可処分をしたことが認められるから、控訴人は右不許可処分の取消しを求めるほかなく、またそれにより権利救済に欠けるところはないから、右請求は不適法であつて、却下を免れない。

第二 予備的請求について

控訴人が占用期間を昭和五〇年四月一日より同五一年三月末日までとして、本件占 用許可申請をしたことは、当事者間に争いがない。

被控訴人は、右占用期間はその期間が経過すれば占用権が当然消滅する趣旨の期間であり、右申請に対する許可処分は新たな占用権の付与であるところ、すでに右期間が経過しているから、被控訴人はもはや右申請に対して許可処分をすることはできないのであり、控訴人も本件許可処分の取消しを求める利益はないと主張し、控訴人はこれを争うので、検討する。

控訴人が、本件土地部分を含む河川敷地について、昭和二九年以来一〇回位にわたり逐次占用許可を受けてきたこと、右各占用許可について占用期間が定められたことは、前記判示のとおりである。そして、当裁判所も、右各占用許可はいずれも新たな占用権の設定であり、占用期間はその経過により占用権が当然消滅する趣旨の期間と判断するものであつて、占用期間が単なる占用許可更新のための期間であり、したがつて占用不許可処分が更新拒絶である、

と解することはできないと考える。その理由は、原判決二二丁表八行目の「もともと」以下同三三丁裏二行目の「失当である。」までと同一であるから、これを引用 する。

従前の占用許可の性質、占用期間の趣旨が右のように解すべきものであること、成立に争いない甲第四二号証の一八ないし二三によつて認められる、控訴人が本件許可申請の翌年である昭和五一年以降も毎年占用期間を一年とする占用許可申ると、一部許可一部不許可の処分をしていること等による可と、大人も、大人の性質、占用期間の趣旨は、従前と同一のもの、すなわち、占用許可は不断にない。当審証人Aの証言中右の判断に抵触する部分は、概ねひといる方式をである。当審証人Aの証言中右の判断に抵触する部分は、概ねひといる意見にとざまるもので採用しがたく、他に右判断を左右するに足りる資料はない。また、右証言中には、控訴人が右のような占用期間を付して許可申請をしてない。対断を左右するものではない。

そして、占用許可の性質、占用期間の趣旨が右のようなものである以上、右許可申請に付された占用期間が経過し更に年月を経ている現在、被控訴人において、反面情に応じてこれを許可し控訴人に右期間の占用権を与える余地はなく、反面、控訴人も本件不許可処分の取消しを求める利益を失つたものといわなければならない前掲甲第四二号証の一八ないし二三、成立に争いない甲第四二号証の一ないしては、占用期間開始後にいずれも占用期間内によると、従来、占用許可がおされ、占用期間開始後にいずれも占用期間内になった。ことによって右判断を左右することはできない。また、おける控訴人代表者B本人の供述によると、控訴人は、本件不許可処分の適法な許可にかかる占用期間の経過した昭和五〇年四月一日も、本件土地部分を占有していることが認められるところ、右占有の適否、そいではないが、そのことをもつて、

控訴人が自ら提起した訴えにより進んで右不許可処分の取消しを求める利益を有することの根拠とすることもできないと解される。

ることの根拠とすることもできないと解される。 以上のとおりであつて、控訴人は本件不許可処分の取消しを求める利益を有しない から、右請求も訴却下を免れない。

第三 結論

よつて、本位的請求について、訴えをいずれも却下し、予備的請求について、原判決を取り消した上、訴えを却下し、訴訟費用について、民事訴訟法第九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 井口牧郎 田尾桃二 藤浦照生)